

【四究会 会則】

【四究会基本理念】

四究会は同世代を中心とした会員で構成する事に「大きな意義」があると考えて結成しました。

異業種間の交流や研修また親睦活動や社会貢献活動を重ねる事が他団体で味わえない価値観の向上につながると確信しております。

『四究会基本理念 4つの柱』

- ・「交流」
- ・「貢献」
- ・「連携」
- ・「発展」

以上の4つの指針を基本理念として会の運営をして行きます。

つまり、「四究会」とは「交流」・「貢献」・「連携」・「発展」の四つの柱を究める会です。

【四究会会則】

第1章 総 則

第1条 (名称)

本会は、四究会（以下「本会」という。）と称する。

第2条 (目的)

本会は、「交流」・「貢献」・「連携」・「発展」の四つの指針を基本理念として、会員相互の親睦及び研鑽を図り、もって徳島県の社会経済の発展に寄与することを目的とする。

第3条 (事務局)

本会は、事務局を徳島市に置く。

第2章 会 員

第4条 (会員)

本会の会員は、1972年4月2日以降に生まれた者であり、本会入会時において満30歳以上の者とする。

第5条 (入会)

- 1 本会に入会しようとする者は、所定の入会用紙をもって、推薦人2名が連署の上、推薦人において入会用紙を役員会に提出することによって行うものとする。

2 入会申込みがなされた場合、役員会（電子メール等を利用した役員会も含む。）において入会の可否を審議するものとし、全会一致をもって入会承認とする。

なお、反対意見が出された場合、反対者はその趣旨を明らかにするものとし、当該内容を踏まえて、再度役員会において審議するものとする。

3 前項の役員会は、入会申込みがなされた後、直近で開催される例会までに開催するものとする。

第6条（会費）

1 前条2項により入会を承認された者は、毎年6月30日までに10,000円の年会費を納入するものとする。

なお、分割払いは認めないものとする。

2 年度途中で入会を承認された者は、入会承認直後の例会より月額1,000円の割合で会費を納入するものとする。

第7条（退会）

退会しようとする者は、その旨を役員若しくは推薦人に伝えるものとし（推薦人が役員でない場合、当該推薦人は速やかに役員に伝えるものとする）、役員会の決議をもって退会を承認するものとする。

第8条（除名）

会員が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当する場合、総会において、総会員の3分の2以上にあたる多数の決議により、これを除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損し、又は信用を失わせる行為があったとき
- (2) この会則又は通常会員総会の決議若しくは本会の規則に違反したとき
- (3) 第6条の会費納入義務を怠ったとき
- (4) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなってから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる者（以下「反社会的勢力」という。）及び反社会的勢力と関係を有していると認められる者
- (5) その他の正当な事由があるとき

第9条（委任）

1 本会会員は、選挙権を含む通常会員総会等での議決権を他の会員に委任することができる。

2 委任者は、所定の委任状に受任者の氏名を記載の上、本会の事務局に提出するものとする。

3 前項の受任者が通常会員総会等に欠席した場合、当該議決権は会長に委任されたものとみなす。

第10条（総会）

総会は、通常会員総会とし、毎年5月の例会開催日において開催するものとする。

第11条（定足数）

通常会員総会は、総会員の3分の2以上の出席（委任を含む。）がなければ、これを開くことができない。

第12条（議決事項）

通常会員総会においては、次の事項を審議するものとし、通常会員総会出席者（委任を含む。）の3分の2以上の決議をもって承認するものとする。

- (1) 各委員会の事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 前年度の事業報告及び決算報告に関する事項
- (3) その他通常会員総会において審議することを相当と認めた事項

第4章 役員

第13条（役員）

- 1 本会に次の役員を置く。

会長	1名
直前会長	1名
副会長	2名
事務局長	1名
役員	20名以内
- 2 役員任期は1年とする。
- 3 会長の連続再任は2期までとする。

第14条（会長及び副会長の選任）

- 1 会長及び副会長1名は、毎年3月の例会において、会員の互選（会長選挙又は通常選挙）により選任するものとし、もう1名の副会長は会長の指名により選任する。
- 2 会長選挙及び通常選挙は、総会員の3分の2以上の投票（委任を含む。）により成立するものとする。
- 3 会長選挙又は通常選挙は、本会事務局に設置された選挙管理委員会の管理運営のもと、公正かつ適正に実施するものとする。

第15条（会長選挙）

- 1 会長に立候補する者は、2月末日までに選挙管理委員会に立候補届を提出するものとする。
- 2 2月末日までに会長立候補の届出があった場合、会長立候補者が1名の場合は信任投票を行い、総会員（委任を含む。）の過半数以上の信任により会長として選任するものとし、会長立候補者が複数の場合は、得票数の多い者を会長に選任する。
- 3 会長選挙において会長を選任した場合、併せて副会長選挙を実施するものとし、通常

選挙の方式により最も得票数の多い者を副会長として選任し、もう1名の副会長は会長の指名により選任する。

第16条（通常選挙）

- 1 2月末日までに会長の立候補がなかった場合、通常選挙を実施する。
- 2 通常選挙においては、会員1名につき2票を与えるものとし（委任を含む。）、各会員は投票用紙に2名の会員名を記載の上投票するものとする。
但し、同一の会員に対し2票を投じることは出来ないものとし、投票用紙に同一会員の氏名が重複して記載されている場合には、当該会員は1票のみの得票とし、もう1票は無効とする。
- 3 通常選挙において最も得票数の多い者を会長として選任するものとし、次点の者を副会長として選任する。
ただし、会長選挙において落選又は不信任になった者が通常選挙において会長又は副会長に選任されることを妨げない。

第17条（役員を選任及び退任）

- 1 役員は、直前会長及び選挙において選任された副会長を除き、会長の指名により副会長1名、常設委員会の委員長5名、事務局長1名及び必要に応じて特別委員会の委員長を選任するものとし、各委員長が副委員長1名を指名により選任する。
ただし、特別委員会の副委員長については、会長と特別委員会委員長の協議により選任する。
- 2 役員は、本会の会員の資格を喪失したとき、又は通常会員総会において解任の決議があったときは退任する。

第5章 役員会

第18条（役員会）

- 1 役員会は、会長1名、直前会長1名、副会長2名、事務局長1名、委員長5名、副委員長5名及び特別委員会の正副委員長をもって構成する。
- 2 役員会は、原則として偶数月に定期役員会（年間6回）を開催し、必要に応じて会長の招集により、臨時役員会を開催するものとする。
なお、電子メール等を利用した審議・議決の方式による役員会の開催を妨げない。

第19条（定足数）

役員会は、役員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

第20条（決議事項）

役員会は、次の事項を決議する。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 会則等の制定改廃に関する事項
- (3) 会員の入退会に関する事項

- (4) 通常会員総会に附議すべき議案に関する事項
- (5) その他業務の執行に必要な事項

第21条 (決議)

役員会の決議は、新入会員の承認を除き、出席した役員の過半数により決する。

第22条 (決議事項の報告)

役員会において決議された事項は、当該役員会から直近に開催される例会において、又は電子メール等による連絡により、会員に報告するものとする。

第23条 (決議事項に対する異議)

役員会の決議は、例会において会員の3分の2以上の決議により修正ないし否決されるものとする。

第6章 委員会

第24条 (委員会)

- 1 本会に以下の委員会を置く。
 - (1) 交流委員会
 - (2) 貢献委員会
 - (3) 連携委員会
 - (4) 発展委員会
 - (5) 創生塾実行委員会
- 2 上記に定めるものの他会長は2委員会を上限として任意に特別委員会を設置することができる。
- 3 各委員会は、正副委員長及び各正副委員長により選出された委員により構成する。

第25条 (選挙管理委員会)

- 1 選挙管理委員会は、本会の選挙事務を管理執行する。
- 2 選挙管理委員会の委員長は、当年度の事務局長が兼任する。

第7章 例会

第26条 (例会)

- 1 本会は、原則として毎年奇数月の第2土曜日午後8時に例会を開催する(年6回)
- 2 3月例会において、第14条又は第15条の選挙を実施するものとする。
- 3 5月の例会は、第9条の通常会員総会を兼ねるものとする。

第27条 (定足数)

第23条の決議は、総会員の3分の2以上の出席(委任を含む。)がなければ、これを行うことができない。

第8章 会 計 等

第28条（事業年度）

本会の事業年度は、毎年5月1日に始まり、翌年4月30日に終わる。

第29条（事業計画及び収支予算）

本会の事業計画及び収支予算については、会長選任後速やかに各委員会において作成の上、役員会の承認を得て定時会員総会に提出するものとし、定時会員総会の承認を得なければならない。

第30条（事業報告及び収支決算）

本会の事業計画及び収支決算については、各委員会において作成の上、会長が指名する者の監査及び役員会の承認を受けた上で定時会員総会に提出するものとし、定時役員総会の承認を得なければならない。

第9章 雑 則

第31条（支持政党等）

本会は特定の政党又は宗教団体等を支持しない。

ただし、会員による個人的な支持や信仰を妨げるものではないが、応援運動や集会への呼びかけ、後援会募集活動等は節度をもって行うものとする。

第32条（慶弔）

本会会員の結婚、出産、死去等の慶弔時には、本会より5,000円を支出する。

尚、慶弔の対象は会員の配偶者及び1親等までとする。

第33条（その他事項）

本会則及び規約にない事項は、役員会において協議するものとする。

附 則

（施行期日）

この会則は平成29年6月13日から施行する。

徳島県徳島市佐古二番町5番11号

四究会

四究会役員会

四究会会長

小泉



卓也

